

第4回 彩の国さいたま人づくり広域連合 在り方検討会議

令和4年1月26日(水) Zoomにて開催

本会議における検討の進め方

- 検討テーマ
- ①広域連合の在り方
- ③人材交流事業の在り方
- ⑤政策研究事業の在り方
- ⑦財源の在り方

- ②人材育成、研修事業の在り方
- ④人材確保事業の在り方
- ⑥人件費・共通経費の在り方

会議の進め方

事務局

各会議において、テーマごとの論点・見直しの 方向性を提示

各団体アンケート・個別ヒアリング等で意見聴取・協議

見直し事項・新たな財源フレームの決定

検討スケジュール(予定)

第1回(R3.1.25)

- *会議の設置
- *スケジュールの提示

第2回(R3.5.14)

- *検討テーマ①(広域連合の在り方)の論点・見直しの方向性の整理
- *上記及び次回以降の検討テーマに関するアンケートの実施

第3回(R3.10.15)

- *検討テーマ②~⑥(事業・組織等の在り方)の論点・見直しの方向性 の整理
- *上記及び次回以降の検討テーマに関する意見等の聴取

第4回(R4.1.26)

- *検討テーマ⑦(財源フレーム)の論点・見直しの方向性の整理
- *上記に関する意見等の聴取

第5回(R4.4~5月予定)

*とりまとめ



第3回会議後アンケートの結果① ~見直しの方向性~

広域連合の見直しの方向性について

63団体 100.0% 提示された方向性でよい 提示した見直し案をベースに 今後も継続して収支不足縮減に努める 0団体 異議あり

いただいた意見への対応について(主なもの)

主な意見 対 方 針 応

(1)研修内容について

講師養成研修を積極的に行い、自団体での研修をサ ポートしてほしい。

講師養成研修は、各団体における研修実施能力を高める上で重要な取組であるため、引き続き構成団体の ニーズを踏まえて実施していきたい。

(2) オンライン・オンデマンド化について

オンライン研修等の実施にあたっては、余裕をもっ て日程提示してほしい。オンライン研修等は当自治 体のシステム環境から受講が困難になる懸念がある。

集合研修は他自治体職員との交流というメリットもあ るため、集合研修をメインとしつつ、差し支えないも のをオンライン化するようにしてほしい。また、移行 後も研修の質が維持できるよう企画運営してほしい。

緊急事態宣言等により年度途中で集合研修をオンライン研修等へ切り替える際は、今までの知見を生かし てより早期に構成団体へ通知できるよう努めていきたい。来年度の研修については、今年度内にオンライ ン等の実施方法をお知らせする。また、システム環境など受講環境が整わない場合は、自治人材開発セン ターで受講できるよう調整させていただく。

交流を重視すべき階層別基本研修やグループワークの比重が高い研修などについては引き続き集合研修で実施 していきたい。一方、座学系やグループワークの比重の低い研修などについては、研修会場への移動が不要な どオンライン化のメリットを牛かせるため、積極的にオンライン化を進めていきたい。移行後は、受講牛のア ンケートなどを踏まえて検証し、適宜見直しを図るなど研修効果の維持・向上に努めていきたい。

第3回会議後アンケートの結果② ~役付派遣~

1団体

8団体

広域連合への役付派遣について

Q 人材開発部の役付ポストに市町村職員派遣は必要か

16団体 25.4% 必要 47団体 74.6% 必要でない

主な意見

必要 * 市町村の実情や研修ニーズの把握・反映が円滑になる(13団体)

*現状の体制で特に問題を感じていない(19団体) なし *人員不足のため対応できない(15団体)

Q 職員派遣の可否 Q 市町村職員派遣の 方がよいポみ 主幹 8団体 派遣可能 4団体 主幹 主杳 15団体 派遣できない 8団体

市町村職員の役付派遣の今後の方向性

- 「必要でない」との回答が多数ではあるが、「必要」との回 答も一定数ある
- 「必要でない」と回答した理由を見ても、「現状特に問題を 感じない」、「人員不足」といったものが多く、市町村職員の 「役付派遣」自体を否定する理由は少ない
- プ 市町村と県とが同じ立場で構成する広域連合として、役付職 員に市町村派遣職員が全くいないのは本来望ましくない

方向性

市町村職員の役付派遣を令和5~10年度に試行

- ◆試行であることや市町村の人員状況等に鑑み、派遣先 は市町村職員担当主査1名とする
- ◆派遣元は、<u>市町村職員担当主査への職員派遣が可</u> **能と回答のあった構成団体**を中心に調整する (試行期間6年→派遣期間2年/人×3団体)
- ◆役付派遣については自治法派遣とし、給与は広域連合負担
- ▶現行の「職員派遣計画表」(=担当者派遣)はそのまま継続



┌── 彩の国さいたま人づくり広域連合

広域連合の収支見通しについて① (R4.4.1時点)

予算・財源の状況(令和4年度予算)

予算(案)総額:334,315千円 (対前年度△15,034千円、△4.3%)

県等事業費: 192,494千円 (対前年度△9,482千円、△4.7%)

政策研究費 4,773

単位:千円

研修費 45,098

人件費 114.172 共通経費 28, 451

政策研究

研修事業の見直し 人件費・共踊経費の見直し等 ③人材交流事業 900

研修事業の先行見直し等

令和3年度

令和4年度

141,821千円

令和5年度以降

124,200千円

147, 373千円

②人材育成・

研修事業 47, 300

④人材確保事業 10,096

6)共涌経費 28, 284

単位:千円

6人件費 58, 150

4人材確保事業 9,309

③人材交流事業 904

②人材育成・

研修事業

50, 189

②人材育成・ 研修事業

市町村事業費の今後の見通し

③人材交流事業 654

47, 228

6人件費 56.791

6)共诵経費

27,589

④人材確保事業 9,300

6人件費 47, 300

6.共通経費 19,400

本会議で検討した見直しなどを行い、令和5年度までに

▲2,300万円 (▲16%) の削減を実施

※本会議では上記の他、政策研究事業の見直しにより、 財源対策へ活用する基金についても年間 +490万円確保



トータルの収支改善効果は年間2,800万円



市町村事業費: 141,821千円 (対前年度 \triangle 5,552千円、 \triangle 3,8%)

③人材交流事業 904

②人材育成・ 研修事業 47, 228

④人材確保事業 9,309

※○数字は、P2の 検討テーマの番号

6人件費 56, 791

6.共通経費 27,589

市町村事業推進基金 1,929

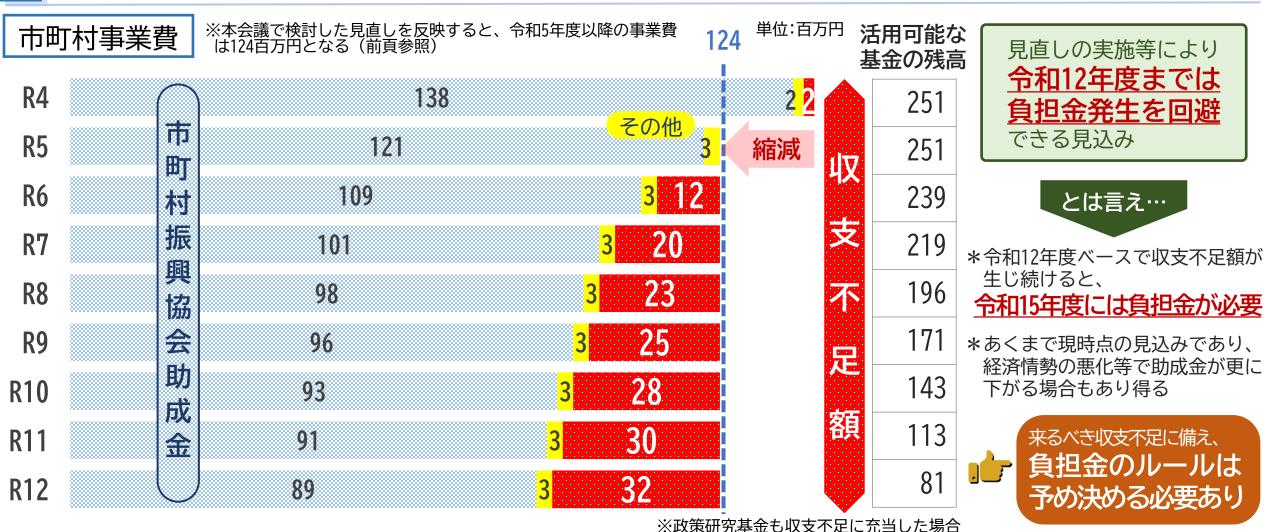
市町村振興協会助成金 138,000

さいたま市 負担金他 1,892

歳

広域連合の収支見通しについて②(R4.4.1時点)

市町村振興協会助成金の見通しと収支不足額の推移



【参考:第2回会議資料】見直し前の収支見通しについて (R3.4.1時点)

予算・財源の状況(令和3年度予算ベース)

令和3年度予算総額:<u>349,349千円</u> 単位:千円

県等事業費:201,976千円

研修費

49, 214

政策研究費 6,010 人件費 共通経費 116,765 29,987

> 政策研究基金 11.802 1,704

※令和2年度からの研修繰越分 市町村事業費:147,373千円 ※○数字は、前ページの検討テーマの番号

県負担金

188, 470

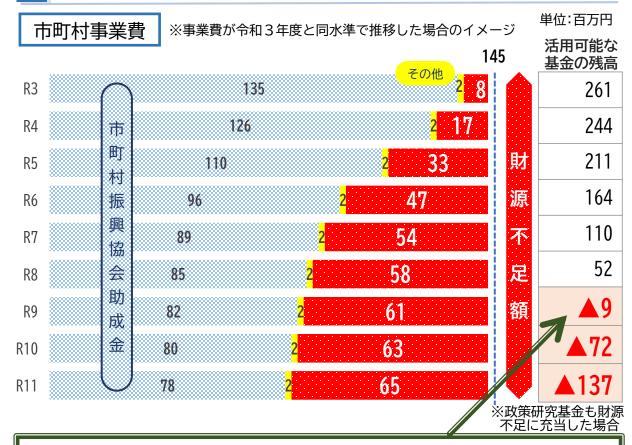
③人材交流事業 654 ④人材確保事業 10.096 ②人材育成·研修事業 6人件費 6)共通経費 58.150 28, 284 50.189 市町村事業推進基金 8.341

市町村振興協会助成金 137, 140

さいたま市負担金 他 1,892

□市町村振興協会助成金の原資は市町村貸付金の利息収入 だが、昨今の低金利の影響により激減。<u>今後満額給付が</u> 見込めない(H29.2.22市町村振興協会通知)。

市町村振興協会助成金の見通しと収支不足額の推移



□広域連合の基金をフル活用しても、令和9年度には 収支が均衡できない見込み。引き続き運営するため には、何らかの財源措置が必要。



歳

歳

負担金の在り方について①

広域連合の負担金について(規約第18条関係)

区分			負 担 割 合		
=羊 <i>人</i>	会費及び総務費		県	1/2	
一			市町村	1/2のそれぞれ <u>均等割</u>	
事業費	人材 開発 事業	県職員研修	県	10/10	
				それぞれ研修参加人数に よる <u>実績割</u>	
	人材交流事業及び 人材確保事業		市町村	それぞれ <u>均等割</u>	



地方自治法上、広域連合の規約の変更には全構成団体の議会 **の議決が必要** (第291条の11)

平成31年2月実施 構成団体アンケート結果

Q(研修事業の)負担金の計算方法はどれがよいか

現行どおりでよい (研修参加人数実績割)	37団体	58.7%
財政規模割	0団体	0%
職員数割	9団体	14.3%
人口割	3団体	4.8%
その他	14団体	22.2%

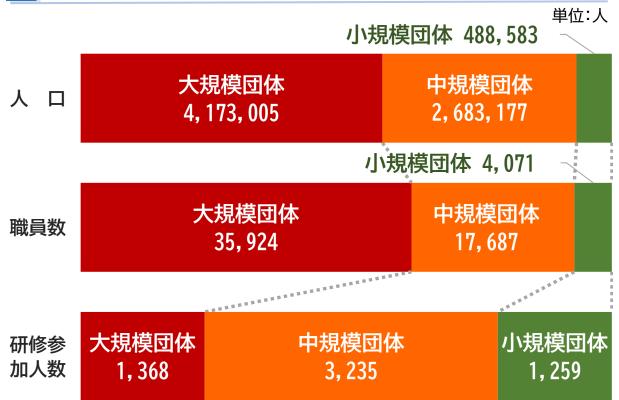
「その他」のうち主な意見

- *実績割に他の計算方法を加味する(10団体)
- *実績割以外の計算方法をミックスする(3団体)



負担金の在り方について②

団体規模と研修参加の関係



- ※大規模団体:人口15万人~(11団体)、中規模団体:人口5~15万人(29団体)、 小規模団体人口~5万人(23団体)として集計
- ※人口はR2国勢調査ベース
- ※職員数はR3.4.1地方公共団体定員管理調査ベース
- ※研修参加人数はH30実績ベース

団体規模別研修利用傾向

規模	階層別 基本研修	階層別 選択研修	特別研修
大	Δ	0	0
中	0	0	0
小	0	0	0

◎:かなり高い ○:高い △:低い

- *大規模団体は、階層別研修の参加人数が少なく、広域連合 研修全体の参加人数も相対的に少ない
 - (=階層別研修を自団体で実施しているところが多い)
- *中・小規模団体は、階層別研修の参加人数が多い
- *特別研修については、規模にかかわらず必要なものを利用 している

負担金の在り方について③

負担金が発生した場合の研修活用方針について

※第3回会議資料の一部を再掲

これまでどおり活用	34団体	54.0%
これまでより参加人数を 減らして活用	11団体	17.4%
活用しない	0団体	0%
その他	18団体	28.6%

「その他」のうち主な意見

- *負担金額及び財政状況により検討(10団体)
- *費用対効果等を勘案し必要に応じて活用(3団体)
- *未定・検討中(3団体)



検討のポイント

- 団体規模と研修参加人数は比例関係にない
 - →人口割や職員数割は合理性・公平性の点で疑義あり
- * 団体により広域連合に求める役割は違う
 - →ニーズは多種多様
- * 各団体の実情に応じて予算計上できる負担金が望ましい



負担金算出方法の方向性

- ◆現行規約に則った算出方法 (=研修参加人数による実績割)とする
- ◆各構成団体の<u>研修活用状況に応じた</u> 算出方法とする
- ◆各構成団体において予算計上しやすく 説明しやすい算出方法とする



負担金の算出方法(案)

負担金の算出式

※さいたま市を除く

各団体の負担金=

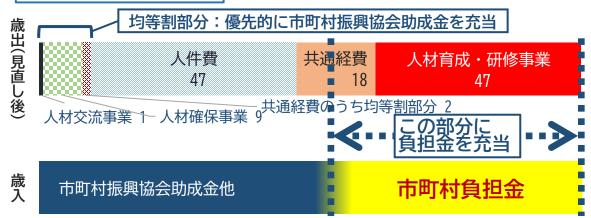
研修単価×研修参加人数

をベースに算出

- 少均等割部分には優先的に市町村振興協会助成金を充当することとし、当面負担金の算出基礎に含めない
- ②実績割部分のうち、市町村振興協会助成金を充当しても なお財源不足が生じる部分について、上記式により負担 金を算出

負担金充当イメージ

単位:百万円



研修単価

1人当たりの一律単価ではなく、

研修ごとに算出した単価 を使用

- ♪ 研修には、1日で修了するものから数日間通って修了するものまで 多様であり、それにかかる経費や手間もそれぞれである
- ♂合理性・公平性を考慮すると、1人当たりの一律単価ではなく、研修ごとの単価を設定し負担金を算出する方が理に適っている

研修単価イメージ

※市町村事業費の1/2を市町村負担金で賄ったものとして試算 ※さいたま市を除く

研修名		日数	単価 (円)	研修名		日数	単価 (円)
階層別基本	新採I部	3	11,300	選層別	簿記入門と公会計	2	6,000
	中級基礎	2	8,500		ロシ゛カルシンキンク゛	2	9,000
	主査級	2	11,100	" · 万川	OJT促進(主査級)	2	12,000
	課長補佐級	2	9,800	講師	地方自治法	7	35,700
	課長級	2	9,600	特別	法制執務	2	7,700

- *単価については前年度秋頃に各構成団体に提示し、各構成団体はそれに基づき 次年度予算を計上
- *負担金額については、参加予定人数ではなく実参加人数(実績ベース)で精算
- *各構成団体での予算執行の予見性を高めるため、研修単価については原則年度 途中での改定は行わない



負担金のルールについて(案)

広域連合の基金について

少広域連合の2基金(市町村事業推進基金、政策研究基金)に ついては、市町村事業費の財源不足額の補填に最大限活用

♂研修単価は予算ベースで設定し年度途中の改定は行わない ため^{※1}、決算時に収支調整(=主に赤字分の充当)が必要^{※2}

- ※1各構成団体における予算執行の予見性を高めるため(前頁参照)
- ※2予算ベースの研修予定人数と、実績ベースの研修参加人数は異なるため

プそのためには、一定程度の基金残高が必要



最低限の財政運営を可能とするための基金残高と

して、**2,500万円**をストック

(=市町村事業費の2割相当分)

※2割:研修予定人数と実参加人数との差

(これまでの実績から2割程度参加人数が落ち込む傾向がある

→ 2割程度負担金が落ち込む可能性がある)

負担金を財源とする時期について

※さいたま市を除く

◆左記を踏まえ、

基金残高が2,500万円を下回る 見込みと なった場合に財源として負担金をいただく

- ◆負担金を財源とする<u>前々年度末までに</u> 各構成団体に通知する
- ♂広域連合の収支見通しについては、1月開催の連絡調整会議にて毎年度提示
- ☆上記収支見通しで、翌々年度に収支不足が見込まれた場合に各構成団体に通知することとなる
- 今後の広域連合の在り方・負担金等の見直しについて

原則広域計画(5年計画)の策定前に 在り方検討会議を開催し、必要に応じて広域連合の在り方や負担金等の見直しを行う

②定期的に在り方検討会議を行うことで、今後の環境・情勢変化に対応 ※5年以内に必要が生じた場合は、随時在り方検討会議を実施



今後の財源対策のまとめ(案)

第5回会議(在り方検討会議のとりまとめ)終了後に各構成団体宛下記の内容の通知を発出予定

当広域連合の今後の財源対策については、以下のとおり対応するものとする。

- 事務局はこれまでの彩の国さいたま人づくり広域連合在り方検討会議(以下「在り方検討会 議」という)を踏まえ、継続的に事業の見直しを行い、今後見込まれる収支不足の縮減に努める。
- 2 当面、収支不足額には市町村事業推進基金及び政策研究基金を充当するが、それらの残高合 計見込額が、広域連合を運営する上で最低限必要な額※1を下回った場合は、在り方検討会議のこ れまでの検討結果に則り、当該年度より※2埼玉県及びさいたま市以外の構成団体からも負担金を いただくこととする。
- 3 在り方検討会議については原則として※3広域計画(5年計画)策定前に必ず開催することと し、当広域連合の在り方とともに、負担金のルールなどについて必要な見直しを行う。
 - ※1 当面2,500万円とする (※1~3についてはP12参照)
- ※2 負担金をいただく場合は、その前々年度末までに構成団体に通知する
- ※3 必要が生じた場合は随時開催する

意向確認について

第5回検討会議の開催について:4~5月予定

*上記の検討結果とりまとめ(案)についての意向確認を、

2月28日(月)までに御回答ください

*在り方検討会議のとりまとめについて確定



御意見。御質問などは下記担当までお問い合わせください



彩の国さいたま人づくり広域連合 在り方検討会議 事務局

政策管理部 坂入・梶・矢口

TEL :048-664-6662

MAIL:s-info@hitozukuri.or.jp

http://www.hitozukuri.or.jp